

宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク環境影響評価書に対する意見要旨及び回答

1 生活環境の保全について（4件）

意見要旨	回答
<p>周辺に影響を及ぼすことがないよう浸出水を適切に処理して欲しい。</p>	<p>浸出水については、（仮称）第2エコパーク事業区域内に設置する浸出水処理施設で法令等に基づく基準値以下まで処理した後、公共下水道に放流することとしており、法令等に基づき適切に処理します。</p>
<p>最近、大雨が降る頻度が高くなっているため、水害が発生しないよう（仮称）第2エコパークからの雨水放流に留意すべきである。</p>	<p>雨水については、一旦（仮称）第2エコパーク事業区域内の雨水調整池に集め、量を調整しながら専用管により桜橋付近（田川左岸）の農業用排水路に放流します。この雨水調整池は、法令等に基づく容量を確保します。</p> <p>なお、（仮称）第2エコパークからの雨水を放流することにより農業用排水路は流量が増える見込みであることから、改修を行い機能を確保します。</p>
<p>施設整備に当たっては、なるべく現状の景観を損なわない工夫をして欲しい。</p>	<p>施設と周辺景観との調和を図るなど、周辺環境に配慮した施設整備を行っていきます。</p>
<p>工事車両の通行に当たっては、交通安全に十分配慮して欲しい。</p>	<p>車両の運転者に安全運転励行の徹底を図るとともに、車両の出入場所への交通誘導員の配置、注意喚起看板の設置などを行い、交通安全を確保していきます。</p>

宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク環境影響評価書に対する意見要旨及び回答

2 自然環境の保全について（6件）

意見要旨	回答
<p>建設地に生息する多数の生物や広葉樹林、沢・湿地などの多様な環境を保全して欲しい。（2件）</p>	<p>環境影響評価は栃木県環境影響評価条例に定める技術指針等に準じるとともに、専門家の意見を踏まえ実施し、環境保全に当たっては、希少動植物の移植、残置森林の確保、自然に近い形状での沢の付け替えなど、建設地内で適切に保全措置を講じることとしました。</p> <p>今後も継続的にモニタリング調査を行うなど、施設整備中から施設整備後も環境保全に配慮していきます。</p>
<p>建設地周辺に広く分布している広葉樹林は里山環境であり、保全すべきである。（2件）</p>	<p>建設地の周辺は改変等を行わないため、施設整備による環境影響はありませんが、一団のまとまった広葉樹林のほか沢・湿地など多様な環境が確認されていることから、施設整備に伴うモニタリング調査を行いながら、それらの環境を把握し、保全に配慮していきます。</p>
<p>猛禽類の営巣が確認されているが、今後も繁殖活動が行えるよう配慮すべきである。</p>	<p>環境影響評価は栃木県環境影響評価条例に定める技術指針等に準じるとともに、専門家の意見を踏まえ実施し、環境保全に当たっては、低騒音・低振動の重機を使用するなど、適切に保全措置を講じることとしました。</p> <p>今後も継続的にモニタリング調査を行うなど、施設整備中から施設整備後も環境保全に配慮していきます。</p>
<p>植物の移植に当たっては、適切な時期や場所を選定してもらいたい。</p>	<p>植物の移植については、時期としては最も適している秋頃、場所としては現状と同様な環境とすることを基本とし、専門家の意見なども参考としながら適切に実施します。</p>